

おわりに ー生物多様性和歌山戦略推進調査会からの提言ー

高須英樹

「はじめに」でも触れたように、前回の「保全上重要な和歌山の自然ー和歌山県レッドデータブックー」（2012年改訂版）は、レッドデータブック改訂に特化した委員会が設置されて作業を進めた。しかし、2016年3月に「生物多様性和歌山戦略」が策定されたことを受けて、同年に「生物多様性和歌山戦略推進調査会」が発足し、2019年には「和歌山県の外来種リスト」をまとめた。今回の「和歌山県レッドデータブック」2022年改訂版もこの推進調査会が中心となって改訂作業を行った。

「外来種リスト」では、それまでのレッドデータブックでは取り上げてこなかった「その他無脊椎動物」に加えて「菌類」も検討分類群に加え（しかし、菌類で該当するものはなかった）、選定のための体制が改善されたことを受けて、2022年改訂版では、海水・海岸域の魚類、汽水・海岸域の貝類、刺胞動物、紐形動物、環形動物等を含む無脊椎動物、そして植物における蘚苔類など、扱う分類群とその範囲を大きく増加させることができたことは大きな前進である。さらに、「生物多様性保全上注目すべき地域」、いわゆるホットスポットの項目を設けて、個別分類群の観点だけでなく、全体として守るべき生物多様性の高い地域の選定と評価も行うことができた。一方で、依然として当該分類群の専門家の不在のため取り上げるのでできなかった多くの分類群が存在することも事実である。

レッドデータブックで取り上げる種の選定は、基本的にその種の希少性に基づいている。これは環境省によるレッドデータブックがIUCN（国際自然保護連合）の新カテゴリーに準拠しているからである。評価基準としては、個体数減少の速度、分布域、個体群内における成熟個体数、存続可能性分析などが採用され、種がその内の一つの基準でも設定された値に該当する場合は、そのカテゴリーに含まれることとされている。しかし、絶滅危惧種に該当するような種は、個体数や生息・生育地点も少なく、状況を正確に把握することが難しい場合も多い。そのため環境省版のレッドデータブックでは、定性的な基準も設けられている。

とはいえ、今後のレッドデータブックにおいては、実際的で有効な保護・保全対策に役立てるためにも、数量的な情報とそれに基づいた評価が必要である。この点に関しても残念ながら今回も多くの分類群でこうした評価は行うことができなかった。このためには研究者の確保は勿論、継続的な調査と標本の蓄積が欠かせない。早急な体制の構築を進める必要がある。「情報不足」として選定せざるを得なかった多くの種についても同様の課題が指摘できる。2012年改訂版では、改訂委員会からの提言として、将来に向けての課題を整理すると共に、保護・保全に向けての取り組みをまとめた。10年を経た今回の改訂にあたって、この提言を検討してみると、いくつかの課題に対してはその解決が図られたものもある一方で、具体的な取り組みについてはあまり進展したとは考えにくい。従ってかなり重複することになることは承知の上で、改めて推進調査会からの提言としてまとめておきたい。

① 環境改変・開発行為からの生息・生育地の保護と保全

人為による「自然の開発」という名の環境の破壊や改変は、生物の絶滅の最も主要な要因である。従って自然環境に対するあらゆる働きかけにおいて、絶滅危惧種の生息・生育地は努めて保護されるべきである。その際、重要なことは、その生物が生息・生育している地点のみを保護するのではなく、周辺地域を含めて保護・保全が図られる必要がある。このことは湿地や沼地あるいは塩性湿地を含む干潟環境の保護を考えても明白である。事業主体の如何を問わず、また規模の大小を問わず、このレッドデータブックの情報を十分周知してもらいたい。

② 乱獲および盗掘防止策の検討及び強化

特に植物の場合、心ない人々による観賞のための採取が絶滅の危機を高めている。昆虫や両生・爬虫類、魚類等でも様々なルートを通して商品として野生生物を売り買いしている現実がある。このことを踏まえると、希少種の産地情報の取り扱いについては十分配慮すべきであるが、土地所有者をはじめ関係市町村との連携のもとに、適切な対策が取られることを望みたい。具体的には、監視体制の強化や立入禁止区域の設定、自然環境保全地域の拡大および新規指定を含めた見直しや継続的な検討、種の保存条例の制定や整備、あるいは様々な生物販売業者に対するの保護のための協力要請や入手・取引・販売に対する適切な指導等である。

③ 生息・生育地における増殖および施設等での保全

遺伝子汚染や国内移入の課題には十分配慮しつつ、「野生絶滅」種や一部の「絶滅危惧ⅠA類」の種については、例えば「生物多様性センター」や「自然保護センター」等の施設における、生息・生育地外保存や増殖、また、精子や種子、花粉等の保存のための検討が図られることを望みたい。

④ 移入種に対する対策

2019年に「和歌山県の外来種リスト」がまとめられたが、特に動物の場合、「特定外来生物」による在来種への直接的、間接的影響は看過できないものがある。また、植物においても移入種による遺伝子汚染が明らかにされている。しかし、現状ではこれら「特定外来生物」に対する除去等の具体的な対策が十分図られているとは言い難い。広く県民に対する情報の公開・提供を含めて、具体的な捕獲や除去等の対策の検討をお願いしたい。

最後に

「絶滅危惧種」の生息・生育状況は絶えず変化している。しかもこの変化の殆ど全ては悪化への変化である。「今日の普通種は、明日の絶滅危惧種」といわれる所以である。こうした状況を考えると、レッドデータブックとそこに記載された生物種の現状が意味のある情報となり続けるためには、常に新しい状況を取り込むための改訂を継続して行う必要がある。しかし、部会によって違いはあるものの、「推進調査会」自身が委員の高齢化や若手研究者の不足によって「絶滅」の危機に瀕しつつある現状に対しての早急な対策が求められている。